

広島大学 大学教育研究センター 大学論集

第24集（1994年度）1995年3月発行：175－193

新制大学の成立経緯に関する一考察

土 持 法 一

目 次

序論

GHQ/CI&Eと高等教育改革

高等教育改革における南原繁の役割を中心に
教育刷新委員会の建議と高等教育改革

学校教育法と高等教育改革

おわりに

新制大学の成立経緯に関する一考察

土 持 法 一*

序論

戦後日本の教育改革の原典と称された『米国教育使節団報告書』は、その「高等教育」の章において大学制度および高等教育制度の再編に関して、初等および中等教育改革の勧告に比べて著しく具体性に欠けていた。すなわち、帝国大学、大学、旧制高等学校、専門学校等の旧制高等教育の制度をどのように改革するのか具体的な勧告をしていないのである。高等学校、専門学校は廃止されるべきかどうか、新しい大学の年限は何年になるべきか、大学院制度はどうするのか、これらは日本側教育家委員会によって検討されたもので、教育使節団はこの問題にはほとんど言及しておらず、『報告書』の第四章「授業および教師養成教育」のところで、教員養成のための大学教育は四年制であるとの勧告をしているに留まっている。すなわち、『報告書』は、高等教育の民主主義的な再編に関して、その「理念」を積極的に打ち出してはいるが、再編の制度的方策については、一般教育の導入に関して示唆した以外に何ら具体的な方策を示していない¹⁾。この点は米国対独教育使節団がその『報告書』でドイツの大学教育の回復と、そのカリキュラム改造を具体的に打ち出していることと対照的である²⁾。

六・三・三制の学校制度改革が『米国教育使節団報告書』の勧告にもとづくものであるのに対して、大学の四年制への一元化は占領下という特殊事情もあり、その成立経緯に関しては今日に至ってもなお新たな論議をよんでいる³⁾。

本稿は、高等教育改革に関して日本側教育家委員長および教育刷新委員会副委員長南原繁の意向が強く反映されていたこと、そして『報告書』のなかに、六・三・三制そして四年制大学までつながるアメリカ单線型学校制度が包含されていたとして、CI&Eが大学改革を「正当化」していたことなどを重視することによって、その成立過程を論じようとするものである。そのために、「トランサクション文書」「教育刷新委員会議事録」などの一次史料を中心に日本側教育家委員会、教育刷新委員会、文部省そしてCI&E教育課が新制大学の形成過程にどのように関与したか、とくにその中心的役割を果たした日本側教育家委員長および教育刷新委員会副委員長南原繁の動きに焦点をあてて考察する。当時、占領下で教育改革の事実上の最高責任者であったCHQ/CI&E教育課長オア (Mark T. Orr) への最近の単独インタビューも踏まえてこの問題を検証する⁴⁾。それは、彼の学位論文『占領下日本の教育改革政策』(1954年)⁵⁾のなかで、米国教育使節団が六・三・三・「四」制を勧告したと言明している点を看過するわけにはいかないと考えるからである。

* 東洋英和女学院大学 教授 (大学教育研究センター客員研究員)

GHQ/CI&Eと高等教育改革

1) 占領初期のCI&Eの高等教育改革案

占領初期において、CI&Eには戦後日本の学校制度をどのように改革するかというような明確な政策方針はなかった。そのために米国教育使節団の招聘が構想され、その『建告書』および日本側教育家委員会の「建議書」はCI&Eにとって教育改革の重要な指針となったのである。すなわち、学校制度改革も含めて、占領下の教育改革は全般的に長期的展望に立って政策が検討されたというよりも、日本側の状況変化に応じて柔軟に対応していったものと思われる。

たとえば、「GHQ文書」の中には教育使節団が六・三・三制の学校制度を勧告した後の1946年6月頃でも、CI&Eが具体的な学校制度案を考えていなかつたことを示す興味深い史料が保存されている。これは日本側教育家委員会の第一案、第二案、米国教育使節団報告書案、そして、文部省案（“Staff Plan”#1）の四案を図表で並置したものである。このなかで、とくに注目に値するものは当時文部省で検討されていた学校制度改革案の一つ「六・三・四・三制」である。この史料を最近のインタビューで検証したオアによれば、CI&Eは六・三・三制は米国教育使節団の勧告に従うことが決っていたので、その後の大学をどのようにするかを検討するための一つの参考資料として作成したと証言している⁶⁾。このことはこの時点で、CI&E教育課では高等教育制度についての決定的な改革案がなかったことを暗に示唆している。

2) GHQ内部およびCI&E内部における高等教育改革の問題点

占領下の日本の高等教育に直接関与したのはこのCI&E教育課であったが、同じ総司令部内の別の部局もこれに深く関与していた。当時の組織機構についてオアは彼の学位論文で、次のように述べている⁷⁾。

教育課に命じられた責務と、GHQの他の課や部局に命じられた責務が重複する分野が多数あった。たとえば、経済科学局は科学の研究に関心を寄せていたが、そのほとんどが、大学又は大学付属機関で行われていた。公衆衛生福祉局は医療や公衆衛生教育に関係していた。天然資源局は林業、農業、漁業などの分野の教育に関係があった。

この点について、当時文部省で高等教育を担当していた村山松雄は、「六・三・三までは文部省やCIEで処理したけれど、高等教育は司令部のいろいろな部局が、それぞれの担当について注文をつけたということでした。これで私が思い当りましたのは、PHW（公衆衛生福祉局）と医学、歯学の教育の関係です。医学、歯学教育に関するいろいろな注文はCI&Eを飛び越えて、PHWから直接文部省に来ていたわけです」と、高等教育に対する示唆が複雑で統一されていなかったことを証言している⁸⁾。

すなわち、高等教育に関しては同じGHQ内部の部局が相互に関連しており、六・三制の義務教育のように、CI&Eが独自に決定をすることができないという複雑な占領機構下にあったと言わねばならない。たとえば、経済科学局が中心になって、1947年8月にアダムス（Roger Adams）団長を中心とする6名の著名な科学者からなる米国学術顧問団を招聘し、顧問団は戦後日本の新しい学術

体制に関する提言とともに高等教育についても重要な勧告をしている⁹⁾。この米国学術顧問団は基本的には『米国教育使節団報告書』に沿って提言しているが、旧制大学が基礎的な研究に傾斜しそぎたことを批判し、経済復興や再建における科学技術教育を重視した勧告を行っている点が特徴である。これによって、経済科学局では経済復興の科学を推進する自然科学を重視する大学教育改革を打ち出し、一方、CI&Eは報告書に従って一般教育にもとづく人文科学を中心としたため、GHQ内部において高等教育改革をどのように進めるかの論争の発端になったといわれている¹⁰⁾。GHQ内部における高等教育改革の対立は、CI&E教育課内部における意見の対立と相まって、さらに混迷を深めた。

加えて、戦後日本の高等教育を考察する上での鍵的存在としてイールズ (Walter C. Eells) を見逃してはならない。イールズは1947年4月1日に高等教育顧問として来日するが、4月30日には教育課のトレーナー (Joseph c. Trainor) 宛に、それまでのCI&Eの高等教育政策を批判する文書を提出している。それによれば、日本ではあまりに四年制大学を重視しすぎている。アメリカでは六・三・三・四制というのは稀な制度であり、もっと柔軟で地域に対応した二年制の専門学校、ジュニア・カレッジを設けることが必要であるとしている。この批判はそれまで四年制大学を検討してきたCI&Eを混乱に陥れ¹¹⁾、かつ六・三・三・四制がアメリカでは一般的であると信じていた日本側に誤解を与えることにもなった。「トレーナー文書」によれば、イールズは大学制度に関してはヨーロッパの制度がアメリカよりもはるかにすぐれているとし、日本の旧制度に戻すべきだと主張し¹²⁾、新しい大学制度を指向していた日本側を困惑させた。

以上のことから、高等教育に関してはGHQはもとよりCI&E内部でも対立関係にあり、合意的な高等教育制度案に到達しにくい状況下にあったことがわかる。

3) CI&E高等教育担当官クロフツの役割と米軍政下韓国教育改革の影響

新制大学の成立経緯を考える上でCI&E教育課高等教育担当官のクロフツ (Alfred Crofts) の役割は重要であると思われる。彼は京城帝国大学の戦後初代の総長であったと自ら証言している¹³⁾。ここで、クロフツとの関連から解放後韓国の教育改革について概観しておきたい。解放後の教育改革に決定的な影響を及ぼしたのは「朝鮮教育審議会」である。この審議会は1945年11月に活動を開始し、翌年3月に至るまで、教育理念、制度、内容など、教育全般にわたって審議を行っている。このなかで教育制度を検討した第二分科委員会は、支配者層が優位に立った植民地時代の複線型を廃し、教育の機会均等、就学機会の拡大をスローガンに審議を行った。当時の新聞報道によると、すでに1945年12月初めには学校段階の名称、年限および女子の教育機会の拡大が採択されており、六・三・三制の原型を見ることができる。この分野の先行研究として阿部洋を代表者とする「『解放』後韓国の教育改革—アメリカ軍政期(1945—1948年)を中心に—」¹⁴⁾の共同研究がある。この新しい学校制度は、大学までの年限を16年とし、男女共学を原則とするもので、1946年9月から六・三・三・四の新学制が開始された¹⁵⁾。

実は、この「朝鮮教育審議会」の第八分科委員会（高等教育）の学務局職員として、クロフツ少佐がいたところから、韓国における高等教育改革が、その後の日本の高等教育改革に何らかの影響

を与えたものと思われる。すなわち、戦後日本における学校制度を考える上で、同時期の韓国の教育改革の展開過程は無視出来ないことであり、またCI&E教育課にも影響を与えたものと考えられる。事実、「トレーナー文書」には、韓国の教育制度が抜本的に改革され、9月から開始されることが報告されている。また、韓国の歴史上ではじめて義務教育が導入されることが1946年4月19日付で記録されていることから、日本での教育制度改革との関連性を考察する必要がある¹⁶⁾。

その後、クロフツはCI&E教育課のホール(Robert K. Hall)の要請で高等教育担当官に就任した。彼は米国教育使節団の高等教育部会に対応するCI&E側の責任者でもあり、使節団に対する講義シリーズでも高等教育に関する重要な提言をおこなっている。

「トレーナー文書」によれば、「私立大学協会」(Association of Private Universities)と称される団体から、官立大学は政府高官を養成する教育機関で、東京帝大は官僚を育て、「軍国主義者と共に謀していた」との理由から戦争勃発に責任がある。完全に軍国主義を撲滅するには「帝大閣」を打倒することである、と鋭く批判した文書が提出され¹⁷⁾、それを1946年3月12日の教育使節団第四委員会の討議史料として、クロフツはコンプトン(Wilson M. Compton)委員長に提出している。このため、彼の戦後高等教育に関する評価は、帝国大学に批判的であったと考えられている。しかし、彼が帝国大学に批判的であったのは、「帝大閣」が文官試験などを独占しているとして、国家と大学の分離を問題にしたからであって、必ずしも帝国大学の教育的資質について批判したものではなかった¹⁸⁾。事実、クロフツは東京帝国大学がハーバード大学に匹敵する高い評価を受けることを望んでいたと証言している¹⁹⁾。また、オアは米国教育使節団やCI&E教育課が、戦前の日本の大学には国家権力に対して学問の自由そして大学の自治が存在していたと高く評価していることも見逃してはならない²⁰⁾。この証言は、教育使節団およびCI&Eが帝国大学体制に批判的であったとの通説を覆すものである。また、帝国大学あるいは官立大学の再編そして私立大学の地位向上に関しては上記のように、私立大学関係者からの強い要望がその背後にあったことも判明している²¹⁾。オアは南原との接触から、「戦時中、日本軍は文部省を利用し、軍国主義や超国家主義を注入した。学校は巧妙に操作され、単なる道具の一つに過ぎなかった。そこには議論をはさむ余地などまったくなかった。ところが、南原や東京帝国大学関係者はそのような文部省の指示に対して厳しく立ち上がっていた。また、政府の思想統制が帝国大学におよぶことを強く拒否した。他の官立大学も同じようであったことを私に確信させた。すなわち、そのような状況下にあったにもかかわらず、大学関係者は確固たる批判的な精神を貫いていた」と証言し、南原の戦後大学教育改革に果たした役割を高く評価している²²⁾。これらの証言は占領軍が戦前のエリート教育を崩壊させることを目的として、新制大学を「押しつけた」という俗説を否定するものである。言い換えれば、帝国大学体制の改編はむしろ日本側、とくに「私立大学協会」などから提示されたものであるといってよい。事実、『報告書』は「今日帝国大学の卒業者に与えられている優先的待遇の修正」を勧告し、帝国大学体制の改編を示唆している。しかし、その草案ではまったく相反して帝国大学の主導的立場を維持し、強化することが提言されていた²³⁾。このように、最終報告書では帝国大学改編へと「変更」されていることからも日本側からの働きかけに注目する必要がある。

高等教育改革における南原繁の役割を中心に

1) 『第一次米国教育使節団報告書』と高等教育改革

1946年3月21日、日本側教育家委員長南原繁はストッダード(George D. Stoddard)教育使節団団長と極秘裡に会談を持っている。これは使節団が最終報告書の準備を開始し、教育制度改革の勧告に影響を与える重要な時期であったと見ることができる。そのなかでとくに注目する提言は、「高等学校、ジュニア・カレッジ制度を改正する」「全案をすべてアメリカの計画を模倣(モデル)にし、小学校、高等学校、専門学校(カレッジ)、大学を単線化し、すべての段階での機会均等が拡充できるようにする」であり、同時に、彼はこの単線型学校制度改革案に対して文部省が反対であったことを示唆している。すなわち、南原はストッダード団長にアメリカ単線型学校制度改革案の可能性を打診し、かつこれとは別に文部省案が現存していることを示唆している。この時期、教育使節団のなかで学校制度などの問題を検討していた第三委員会では、その草案において、当時文部省が改正したばかりの六・五制の学校制度をそのまま継承することを前提に、義務教育の延長、男女共学などの改革を勧告していた。しかし、この南原委員長とストッダード団長の会談の結果、最終報告書では一転して、六・三・三制に変更されたという経緯がある。

米国教育使節団の滞日中の3月25日午後4時、南原委員長は高木八尺とともにCI&E教育課のホール海軍少佐と会合をもち、そこで「教育改革－日本側教育家委員会の公式意見」と題して報告している。ここでの公式意見では六・三・三制への改革の確認をすることは言うまでもないが、実は、高等教育に関しても重要な提言をしていたという事実である。その証拠にこの史料は「トレーナー文書」のCI&E教育課の「高等教育」のなかに分類されているのである。すなわち、公式意見の冒頭で、「学閥の原因である旧制高校の廃止、大学機関までつながる単線型学校制度(A Graded System of Schools)の導入」「専門学校と大学の格差を廃止し、高等教育におけるすべての機関を一元化(the Same Academic Standing)する」「すべての大学に大学院研究機関を設置する」とCI&E教育課に説明し、日本側教育家委員会の公式意見として、旧制高校の廃止そして高等教育機関の一元化を示唆している点にとくに注目する必要がある²⁴⁾。米国教育使節団はその『報告書』の「高等教育」の章で、なぜ、具体的な勧告をしなかったのか、そこには複雑な要因が絡み合っていたと思われる。事実、トレーナーによれば、当時CI&E教育課では初等および中等教育に重点が置かれ、高等教育の問題は必ずしも重視されず、意見も一致していなかったと、述べている²⁵⁾。大学四年制は六・三・三制との関連で考察しなければならない。しかし、『報告書』では六・三・三制は勧告されているが、その決定は前述のように最終段階のことであって、六・三・三制と四年制との調整は時間的に無理があったものと思われる²⁶⁾。

2) 『第二次米国教育使節団報告書』と高等教育改革

「第二次米国教育使節団歓迎会における教育刷新審議会長南原繁の挨拶」のなかで南原は「教育財政」の重要さについて、また、「共産主義との対決において、これを克服しうるものは、究極において、より高い人間性の理想と精神であり、そしてそれを守り育てるものこそが、眞の意味の教育

であります」と述べている²⁷⁾。「極東において共産主義に対抗する最大の武器の一つは、日本の啓発された選挙民である」という『報告書』の指摘は、教育使節団が準備したものではなく、CI&E教育課が準備した「社会教育」の草案に見られるものであるが、その内容が南原の挨拶と酷似しているところから、使節団が最終的にこの文章を報告書に挿入する契機になったものと推測される。

『報告書』の「高等教育」部分の冒頭では、「第一次訪日アメリカ教育使節団は、高等教育について勧告するにあたって、現在の教育機関の組織のままで望ましい改革をすることに注意の大半を傾けた...」と述べている。これは南原が1950年9月6日の使節団との会合で挨拶した「高等教育の問題」のなかの冒頭の挨拶文がこれと類似している。すなわち、「1946年の貴使節団は高等教育を勧告するにあたって、教員養成機関以外に、高等教育に関して特別な勧告をしなかった。私はこれは貴使節団の賢明な政策のためであったと信じている。それは高等教育が日本側教育家の責任で、我が国の状況に適した大学制度を検討することが配慮されたものである」²⁸⁾との趣旨を述べている。しかし、この点に関して、オアは米国教育使節団は大学四年制を『報告書』で直接に勧告していないが、教育使節団の高等教育に関する勧告内容は四年制大学を十分に示唆したものであるとみなしている。その理由として『報告書』「摘要」の「高等教育は多数者のための機会となるべきであり、決して少数者の特権であってはならない」さらに、「単科大学の増設以外に、細心な計画に従って、より多くの総合大学が設置されることを提案する」をあげている。そして、「報告書のこの部分の執筆者が単科大学および総合大学と述べていることは、アメリカをモデルと考えながらのことであろうとわれわれ（教育課）は推測した。このことはわれわれに、四年間の研究を『単科大学（カレッジ）』そして四年プラス大学院のプログラムを『総合大学（ユニバーシティ）』に類別することを意味していた」と、単なる四年制の単科大学でなく、大学院も含んだ総合大学を、当時の教育課が考えていたことを示唆する重要な証言をおこなっている²⁹⁾。

3)『第一次米国教育使節団報告書』と日本側教育家委員会「秘密の建議書」の関連性

1946年10月18日、文部省4階大臣次官会議室で開かれた教育刷新委員会の第7回総会の冒頭、安倍能成委員長が挨拶し、次のように述べている。この総会は当時の歴史的状況を克明に描写していると思われる所以、全文を引用することにする³⁰⁾。

アメリカ教育使節団は例の六・三・三ということを勧告して來たのであります。そして、その後には、これはアドバイスであって、イニシアティーヴは日本人、日本国民が取るべきものであると、こういう風に言っていますけれども、併し現在アメリカの教育部の方は、このアメリカ使節団の勧告というものを殆ど無上命令みたいな風に考えている譯であります。その外に、このアメリカ使節が來た時に、此方の方でアメリカ使節に應接し、一方に日本側として教育問題に資する為に、日本側の委員が作られた。その中の多数の意見として、矢張り大体このアメリカの意見と同じような意見が出まして、そうしてそれを決議としてではなく、そういう意見があつたということだけをこの報告書の中に報告された。これはアメリカの方へは提出するという風になっていたものかいないものか、能く私は存じませんけれども、アメリカ側がそれを見て、そして日本側の意見も既に六・三・三に賛成しているからして、文部當局は早速この六・三・三を實

行すべきであるというようなことになりますて、問題がかなり我々が予期していたよりも急切になって来た。こういうような状態であります。無論この六・三・三というものが現在の日本に取つて採用すべきものであるならば、これは急にしても差支えないことであって、いたずらに慎重に議していくもいけないのでありますけれども、併しこういう風な学制の問題というものは、相當将来に影響を及ぼすものでありますし、又予算関係とか、そういう教育費とかにとかいう點から見ても、なかなか重大な影響を及ぼすものでありますからして、刷新委員会としては、今までの経緯に頓着なく、十分議すべきものは議して、動かすことの出来ないような結論に到達する、こういう途を取つて行きたいと考えて居ります。アメリカの教育部でも、この刷新委員会というものは、アメリカの教育部にも制ちゅうを受けない、文部省にも制ちゅうされない、それだから確りした本當にこの委員の意見というものを自由に開陳して、そうして結論に到達するようにということを希望しているのでありますからして、そういう點に於いて別に御心配になるようなことはあるまいと思いますから、この問題は或は一度だけでは済まないかと思いますが、どうぞ御自由に御審議を願いたいと存じます。

この挨拶から、占領軍の教育政策が急変し、それが日本側を「動搖」させている様子が良くわかる。これは『米国教育使節団報告書』が当初、日本側および占領軍の教育改革に関する「顧問（アドバイザー）」として来日した使節団の報告書であったが、マッカーサーの「声明文」によって、一転して、戦後教育改革の指針となつたために生じたものである。また、占領軍が日本側教育家委員会の「建議書」が同様の学制改革をうたつていることを理由に文部省に「圧力」をかけていたこともわかる。

これに関連して、日本側教育家委員会の委員でもあった第一高等学校長の天野貞祐委員は次のように述べている。

私共此處に来て頂きました米國使節團に協力すべき日本側教育委員會の報告書というものについては、委員の方々にも誤解がおありになりはしないかと思うのです。これはただ今委員長のお話のように、決して決議した譯でも何でもないもので大体の傾向を示すという當時の委員長のお話で、殊にこの六・三・三というような年数について、今後十分この委員會でもって決議するというお話のように、私共これを承つて居るので、私は此處に来てこういうものを頂いて實に不思議に思った位で、こういうものを委員會でちゃんと決めて出すということは、私共委員は當時承知しておった譯でも何でもないということは當時の委員長だった南原副委員長が御承知の所だと思います。一体こういう六・三・三というようなことが日本側委員大多数の意見だということを、總會に於てアメリカ側へ報告しようという案があった時に、そういうことをしたら将来束縛されることがあると困るからして、そういうことはしない方が宜いのじゃないかということを述べて、大多数の方々がそれに御賛成であつて、これはアメリカ側に報告しないことに決つておつたと思います。併しこれがどういう手續でアメリカ側に知られたか存じませぬけれども、そういう譯で決して委員會がこういうものを決議し、殊に年数迄も決めたことはない。私はそういうものではないという風に承知致しておりますが、私の考が間違つておつたならば、當時の委員長だった南原副委員長から一つ御説明戴きたいと思います。これは決議ではなくして、大体の方向を示

すものであるということに私共承知致しておった譯であります。そのことを一寸申し述べさせて頂きます。

と、その建議書がアメリカ側に手渡されたことに対して、強く抗議している。これに対して、南原副委員長は以下のように釈明している。

この春出来ました、米國の使節と協力する日本側の委員會というものが、私もその委員長であったのですが、今のお話のように、大体に於きまして、その時協力して討論してそういう方向に纏つたものがあるという風になった譯であります。それは部會に掛けまして、それを最後の全体でやつた會議でその方向が決められたものと私は考えております。これはその當時も申し上げましたように、當時の文部大臣の安倍さんにまで参考の為に文部當局に出すということであれば出した譯であります。その後向うの司令部にどう傳わったかということは、私は知らぬ所であります。唯私の聞いております所に依りますと、司令部が文部省を通して、そういうものがあるということを聞いて、それを司令部に見せて呉れというので、多分文部當局を通じてあの問題が行ったのだろうと思います。それに依って向うは知ったのだろうと思ひますが、そういう經緯であります。我々の方で司令部に報告したということは全然ありません。又そういう了解は全然なかつたのであります。多分文部省を通して向うで聴いたのだろうと思います。それから内容に付きましては、いまの六・三・三と言う年数は、はっきり覚えて居りませんが、六・二・二とか、色々な説がありました。そういう所迄は委員會で話し合つたと私は思つて居りますが、内容の問題については、二案かそこらあります。その點が岐れて居りましたが、大体そういう風な方向に行つたのであります。

では、なぜこのような合意があるにもかかわらず、「建議書」の存在がCI&E側に漏れたのだろうか。「日本側教育家委員会の改革案」³¹⁾についてと題して、『東京新聞』(英文版)は1946年3月30日付で、委員会が教育改革、教育勅語、そして言語改革の三つの重要な問題について文部大臣に意見書を提出する旨が報道され、すでに日本側に何らかの報告書が存在していたことが判明していたためであろうと思われる。周知のように、GHQ指令「日本教育家ノ委員会ニ関スル件」では文部省とCI&E教育課にその旨を報告する義務が課せられていたのである。南原は報告書の未提出の手落ちをCI&Eに謝罪し、文部省にこの報告書の写しを作成させるように手配した。CI&E教育課は、1946年6月5日頃、その報告書を入手して検討してみたが、そこに記された日本側教育家委員会の教育改革に対する「建議書」は、米国教育使節団の広範囲にわたる提案をほとんど全ての点で「補完」するものであった³²⁾。言い換えれば、それは教育課にとってまったく満足のいくものであったということである。

4) 戦前戦後における高等教育改革

戦前の教育制度改革案のなかでとくに注目されるのは、近衛文麿を中心として教育改革についての研究を重ねていた教育改革同志会が発表した教育制度改革案である。この改革案では学校体系を小学校・中等学校・大学校の三段階とした。そして当時の大学・専門学校を整理して大学校とし、高等学校は廃止することを提案した。

戦後、日本側教育家委員会はその建議書で、「三年制の上級中学校の上に四年制又は五年制の大学を設けること」としている。日本側教育家委員会の「学校体系に関する意見」を旧制の高等教育機関と比較すると、高等学校、専門学校が廃止され、修業年限が従来の旧制大学の三年から四年または五年となっている。

ここで注目しなければならないことは、学校制度に関しては、日本側教育家委員会のほかにも、教育使節団の来日当時の1946年3月、東京帝国大学総長南原繁のもとに、「東京帝国大学教育制度研究委員会」が設置されており、その「学校の系統及び修業年数に関する答申」(1946年4月15日)では、高等教育に関して「大学に高等学校の修了者を入学せしめ、修業年数は四ヶ年となす」と明確に「四年制」の大学一元化を打ち出している。この委員会は南原総長の下に設置されたものであり、彼の教育使節団およびCI&E教育課に与えた影響力、そして当時、占領下での憲法草案との関わりから、「大学の自由」の保障が検討されていたことなどからも、この委員会の答申は重要であったと思われる³³⁾。事実、南原総長を支えて日本側教育家委員会において高等教育機関の大学一元化を推進したのは、教育改革同志会メンバーの戸田貞三、佐野利器、大島正徳など東京大学関係者であったといわれる³⁴⁾。

教育刷新委員会の建議と高等教育改革

高等教育再編に取り組んだのは言うまでもなく教育刷新委員会であった。トレーナーは彼の回顧録のなかで、当時の状況を以下のように回想している³⁵⁾。

教育刷新委員会の答申は、多くの点で驚くべきことであった。教育使節団は、既存の学校制度が継続されるものと考えていたようだ、高等教育に関しての明確な勧告は何もしなかった。教育課内部では、四年制大学を好む、ある種の感情的傾向はあったが、教育刷新委員会は教育課の意見からは隔絶されていた。委員会そのものに影響を及ぼしたと考えられるがちな有力な帝国大学は、四年制へ移行するために、従来の数々の制度を再編成する必要性に直面していた。教育刷新委員会の考えに最も大きな影響を及ぼした要因は、おそらく、終戦以来、日本の教育改革が指摘され、さかんに討議され、また非常に多く論じられてきたが、それは教育の目的、制度および実践面で抜本的改革が必要だと認識する人が委員会の指導者のなかにいたからに違いない... (後略)

教育刷新委員会の考えでは、教育改革に必要なのは、民主主義社会における教育の役割にもとづいた全く新しい高等教育の概念であった。そのため、終戦時のいずれの教育機関にも類似しない、新しいタイプの大学が日本には必要であった... (中略) このような新しいタイプの教育機関を求めて、さまざまな検討がなされた。初等および中等レベルの学校制度を12年間とすることで、基本的に四年制の高等教育の実現が明確になったということである。

すなわち、六・三・三制の採用されたことの機構的な帰結として、大学四年制が可能となったことを示唆している。

さらに、トレーナーは四年制大学は、「日本が受け入れるよう要求されていなかった教育改革までも巻き込んだものである。占領軍は決して、このことを要請したり、押しつけたりしたことではなく、

いかなる時にも、そのような態度を取ったことはなかった」³⁶⁾と日本側の自主性によるものであることを強調している。また、「日本の教育界には、旧制度の存続を望む有力な勢力があった。そのような状況にもかかわらず、日本の教育指導者たちは、抜本的改革が必要であり、自分たちの進める改革によって、改革の実現が大きく期待できるという信念をもって、この決定を下した」と回想している。その上で、「もし、旧制の高等教育が継続されていたならば、遅かれ早かれ上部からの圧力や要求で、初等および中等レベルでおこなった教育改革に逆もどりを強いることになる強い懸念が残ったであろう」と案じている。この答申を発表したことにより、教育刷新委員会は高等教育の改善のみならず、学校制度の他のレベルをも保護したことになると、その影響力を力説している³⁷⁾。

上記のトレーナーの回想録は当事者のものとして説得力があるが、当時の教育刷新委員会の審議内容とはことなるものである。当時、上級学校体系に関する事項を討議した1946年11月28日の教育刷新委員会の第五特別委員会議事録の速記がある。その第三回の主要な討議内容と比較検証してみよう³⁸⁾。

○二十九番（佐野利器君）

…（前略）この六三三の三が三年乃至ものに依っては五年とこういうことですが、高等學校の尊重、高等學校の美点を残したいということもあり、高等學校が大學豫備校でありたい念願もあるようですし、又そういうもののあることも非常に宜いかと思います。六三三の三に相当する所には三になるか四になるか五になるかして立派なものがあるということだけは非常に宜いことだろうと思う。そうすると上に行つたのが仮に三乃至五にでもなると上の大學が三年でも宜いような気がする。だから四からばかり始めずに三から始っても宜くないかというような心持がするのですが、此の点の御考えはどうでしょうか。

○十七番（天野貞祐君）

此の間の御話で六三の次の三は三でもよし、四でもよし、五でもよし、上でも三でもよし、四でもよしということであったと思いますが、それで行かれるでしょうか。

○主査（小宮豊隆君）

それは此の前の時にそうなって居ります。

○三十三番（木下一雄君）

…（前略）ただ今迄六三四、若しくはそれが六三四でもよし、五でもよし、またその上の方も三でよし、四でもよし、五でもよし、そこ迄私共考えて居りました。大体、それはもう皆さん的一致した御議論じゃないですか。それでお進み戴いて宜いのじゃないかと思いますが。

すなわち、ここでも議論は旧制高等学校をどうするかがその中心であった。しかし、前述のように、旧制高等学校は学閥の原因であるとの理由から廃止されることは、「教育改革－日本側教育家委員会の公式意見」として、米国教育使節団の来日中の1946年3月25日、CI&E教育課のホールとの間での合意事項であり、旧制高等学校を廃止することは決定事項であったはずである。結局、1946年12月27日、教育刷新委員会の第17回総会において、第1回の建議が決定された。そのなかで学制改革に関して、中学校に続く教育機関について「三年制の高等学校（仮称）を設ける。但し、四年制五年制のものを設けても差し支えないこと」と柔軟な対応になった。さらに、高等学校に続く教育

機関について「高等学校に続く学校は、四年の大学を原則とすること。但し、大学は三年又は五年としてもよい」との弾力的な答申となっている。

しかし、「トレーナー文書」によれば、CI&E 教育課は1946年10月21日付で、現在の制度の単線化を完遂し、アメリカにおける高等教育と同一制度を取らせるとして、六・三・三・四制を主要計画の一つとして掲げ、この六・三・三・四制の導入を最優先事項として、ウィグルワース (Edwin F. Wigglesworth) とニコルス (John R. Nicols) がそれを担当することが決定されている³⁹⁾。すなわち、CI&E 教育課では10月21日の時点で、六・三・三・四制の導入が決定されていたことになり、上記の教育刷新委員会の第五特別委員会の審議との間に微妙な相違があることがわかる。前述のように、オアやオズボーンは『報告書』が六・三・三・四制を勧告したとして、新制大学の原点を報告書に求め、CI&E による四年制大学の改革を「正当化」している点は注目に値するものである。

学校教育法と高等教育改革

文部省の立案した学校教育法の閣議請議案は、CI&E との協議の過程で多くの修正を余儀なくされ、法制局審査で若干の修正を受けた後、1947年3月7日、閣議決定され、同15日、最後の帝国議会に提出された。3月27日、原案どおり可決、同31日に公布され、4月1日から施行された。高等教育機関の大学四年の一元化は、これで法律上完結したことになる⁴⁰⁾。

『日本占領 GHQ 正史』によれば、「標準的な六・三・三制の確立は、青年学校の廃止、旧制度における男子校と女子校および課程内容の格差の排除を意味し、これによって同一の学年であれば、他校へ転籍できる道を開き、男女共学を助長し、教育の向上における旧制度の『袋小路』を取り除くこととなった。中等教育以上については、法律は新たに一つまたはそれ以上の学部から構成される四年制の大学を規程した。これによって三年および五年制の高等教育機関の設置を求めた教育刷新委員会のもう一つの案は無視された」⁴¹⁾と大学四年制の一元化が、『学校教育法』によって最終的に決定されたことを記録している。

高橋誠一郎文相、衆議院における学校教育法案の提案理由を説明するなかで、「学制を単純化することにつきましては、従来の国民学校、青年学校、中学校、高等女学校、実業学校、師範学校、専門学校、高等学校、大学など、複雑多岐な学制を単純化して、心身の発達の段階に応じまして、原則として六・三・三・四の小学校、中学校、高等学校、大学といたしましたのでございます」と述べ、さらに「六・三・三・四の制度は、米国のみならず、次第に世界の趨勢に相なってをりますので、世界文化の交流の見地からいたしましても、有意義であると存ずるのでございます」と、その理由を述べている⁴²⁾。

前述のように、教育刷新委員会の答申では四年制大学を基本とするが、三年制もしくは五年制の大学もありうると弾力性をもたせた内容になっていた。この点に関して、「トレーナー文書」では三年制の大学には学士号は授与しないと強く拒否しているが、同時に四年制大学で三年間で規定の単位を取得したものには学士号を授与するという「単位制」を承認していたのである⁴³⁾。

大学三年制はむしろ旧制高等学校との関連から議論されるべきものである。すなわち、佐野委員

が11月28日の刷新委員会特別委員で、「旧制高等学校も四・五年制の高校として残れるようにし、その場合、大学は三年制でもよいと明確に述べている」⁴⁴⁾と、旧制高等学校の継続を前提にした学校改革案であったといえる。そして、六・三・三制が確立し、旧制高等学校が廃止されたことで、この問題に事実上の終止符が打たれたのである。すなわち、新制大学は日本側独自の構想から生まれたものであるが、『米国教育使節団報告書』で六・三・三制が採用されたことの機構的な帰結として、具体化されたのであり、その形成過程で日本側、とくに南原の果たした役割は重要であったといえる。

最終的には、『学校教育法』は大学卒業を「四年」と決定、事実上「学年制」を採用した。しかし、CI&Eは六・三・三・四制の単線型を弾力的に、「単位制」で運用することで、大学一元化の画一性を打破しようと考えていたようである。

戦前の複雑な高等教育機関を機会均等および大衆化という理念の下で教育改革するにあたって、三、四、五年制の多岐な制度を残す大学制度は占領政策に反するもので、大学一元化は占領政策の必然的な帰結であったともいえる。

おわりに

最後に、新制大学の功罪についてふれておく必要があろう。日本側が占領をモメンタムとして六・三・三・四制の学校教育改革にあまりに性急であったことは否めない。しかし、それは戦前からの醸成されてきた学校制度改革案の完結でもあった。『米国教育使節団報告書』の高等教育に関する高い理念は、その後のアメリカの極東政策の影響もあり、新制大学の理念に反映されることなく、その制度的側面だけが具体化されることになった。

新制大学の問題点を指摘することは容易である。しかし、新制大学によって高等教育の機会が拡充され、高等教育の大衆化そして民主化への基盤となった積極的な側面も同時に評価すべきであろう。大学四年制はアメリカも共有する制度であるが、両者の抱える問題は必ずしも同じではない。すなわち、大学問題は制度に起因するものもあるが、それを弾力的に運用することで対応できる側面も多くあるように思われる。学校制度の改革により矛盾や問題は解決する、といった幻想や清算主義的立場では、また新たな問題を生むことになるであろう⁴⁵⁾。

注

- 1) 海後宗臣・寺崎昌男『戦後日本の教育改革9・大学教育』(東京大学出版会、1969年) 70~71ページ。
- 2) 前掲書、70ページ。なお、米国対独教育使節団については、拙稿「占領下ドイツの教育改革—アメリカ対独教育使節団報告書と高等教育改革」『大学論集』第19集(1989年度) 参照
- 3) 大崎仁「戦後大学改革再訪」『IDE 現代の高等教育』(1994年1月~9月)
- 4) GHQ/CI&E 教育課長マーク・T・オア氏へのインタビューは1994年9月1日~9月8日にか

けて南フロリダ大学でおこなったものである。ここにオア氏に対して感謝の意を表したい。なお、本稿中で解釈上での相違があるとしたら、それはすべて筆者の責任である。(The author wishes to thank to Dr. Mark T. Orr for his most generous assistance of this study. Errors of fact or interpretation are my responsibility)

- 5) マーク・T・オア『占領下日本の教育改革政策』("Education Reform Policy in Occupied Japan") (玉川大学出版部, 1993年), 142ページ。このことに関連して, CI&E 教育課中等教育担当のオズボン (Monta L. Osborne) も「まばろしの報告書」("Education in the New Japan" Draft Report) で米国教育使節団が六・三・三・四制の学校制度を勧告したと述べている。
- 6) "Japanese Education Committee Report" GHQ/SCAP Records (RG 331 National Archives and Records Service) 国立国会図書館所蔵, 筆者は "Staff Plan" とは CI&E 教育課スタッフ・プランとこれまで考えてきた。しかし、オアの証言からこれは文部省スタッフのことであることが判明した。事実、この図表の手書きの肉筆はオアによるものとの証言を得ている。
- 7) オア前掲書, 99ページ。
- 8) 村山松雄「戦後高等教育の回顧と展望」「21世紀フォーラム 第3回 永井道雄部会 議事概要」(1994年1月27日)
- 9) 米国学術顧問団の成立経緯に関しては、拙稿「米国学術顧問団報告書と戦後日本の高等教育改革—アダムス団長文書を中心に—」『大学論集』第20集(1990年度)を参照
- 10) 羽田貴史「戦後大学改革の過程—戦後大学政策・制度・行政の展開—」『愛知大学史紀要』(創刊号, 1994年3月) 43ページ。
- 11) 羽田前掲書, 40ページ。
- 12) "Problems of Higher Education Branch," from Deputy Chief, Education Division to Chief, Education Division, July 16, 1947 「トレーナー文書」(オア所蔵)
- 13) ソウル大学30年史および大韓民国史等には初代の米人総長はクロフトではなく、ハリー・アンステッド (Harry B. Ansted) と記録されている。〔拙著『米国教育使節団の研究』(玉川大学出版部, 1991年) 445ページ参照〕
- 14) 阿部洋, 関英子, 稲葉継男「『解放』後韓国の教育改革—アメリカ軍政期(1945—1948年)を中心にして」『国立教育研究所研究集録』第10号(1985年3月)
- 15) 関英子「米軍政下における韓国人の教育再建努力」『韓』112号(1988年), 24ページ。
- 16) "Press Release: Universal Education Planned for Korea," *Trainor Papers Microfilm No. 48.* この点に関して、オアは否定的で、韓国での学校制度改革の動向は CI&E 側よりも、むしろ日本側に影響を与えたのではないかとの興味ある証言をおこなっている。
- 17) 前掲拙著『米国教育使節団の研究』192ページ。なお、この「私立大学協会」がどの団体を指すのかわからぬ。
- 18) "Listing of Priorities, Committee on Higher Education," *Trainor Papers Microfilm No. 47*
- 19) ハリー・レイ「クロフトへのインタビュー記録」(明星大学戦後教育研究センター所蔵)
- 20) 前掲、オアへのインタビュー証言。この証言は、総司令部で当時憲法が草案されており、その

教育規定で大学における教育および研究の自由を保障することが検討されていたことを反映したものである。〔沖原豊『日本国憲法の教育規定に関する研究』(風間書房, 1968年) 301ページ〕また、これは『米国対独教育使節団報告書』がドイツの大学が戦前、学問的にも知的活動の上でも、世界最高の発展を遂げてきたと賞賛し、その「教授の自由」と「学問の自由」の伝統を高く評価していることに比肩するものである。

- 21) 前掲拙著『米国教育使節団の研究』192ページおよびオアへのインタビュー。なお、オアのもとには私立大学関係者の陳情が頻繁にあったと証言している。
- 22) 南原とオアの関係を示すものに、南原からのプライベートな書簡がある。南原はオアに対して、反共政策により、言論の自由が制約されていて、戦前の思想統制と同じであると厳しく日本の現況を報告し、イールズを名指しで批判している。〔東京大学総長南原繁よりオアへの書簡(1949年8月15日付) (オア所蔵)〕
- 23) 前掲拙著『米国教育使節団の研究』192ページ。
- 24) 前掲拙著、175ページ。
- 25) 前掲拙著、217ページ。
- 26) 前掲拙著『米国教育使節団の研究』参照。
- 27) Shigeru Nambara, Chairman of the Japanese Education Reform Council, "Address of Welcome on the Occasion of the Second Visit from the American Mission," *Wanamaker Collection* "Second (1950) U. S. Education Mission to Japan" (Draft Papers)
- 28) Shigeru Nambara, "Problem of Higher Learning" Introductory Remarks at the Conference of Sept. 6, 1950 *Wanamaker Collection* "Second (1950) U. S. Education Mission to Japan" (Draft Papers)
- 29) オアから筆者への書簡、1992年8月3日付、その詳細については拙著『六・三制教育の誕生—戦後教育の原点』(悠思社、1992年) を参照
- 30) 昭和21年10月18日教育刷新委員会 第7回 総会速記(其ノ1-2)
- 31) "Reformation Plans of the Japanese Education Committee," Tokyo Shimbun, 30 March 1946, *Trainor Papers Microfilm No. 47*
- 32) ハリー・レイ「占領期における教育改革」レイ・ムーア編『天皇がバイブルを読んだ日』(講談社、1982年) 61ページ。
- 33) この委員会の記録については、寺崎昌男「資料『東京大学 教育制度研究委員会記録』(1946年・海後宗臣蔵)」『東京大学史紀要 第7号』(1989年3月)を参照。さらに、南原総長の発案で東京帝国大学憲法研究委員会が1946年2月14日発足している。〔古関彰一『新憲法の誕生』(中央公論社、1989年) 58ページ〕その特別委員の一人に高木八尺が加わっていた点に注目する必要がある。この委員会は憲法草案に関しては時期的に見て、特別な影響を与えなかったと思われるが、教育に関して重要な役割をしたものと思われる。1946年の戦後教育改革の最も重要な時期に南原の直接、間接の影響力は大きかったものと思える。南原の果たした役割の評価は微妙で、それはむしろ「政治的かけ引き」であったと思われる。

- 34) 大崎前掲書、「戦後大学改革再訪－第2回 大学一元化の過程(その2)」『IDE 現代の高等教育』No. 353 (1994年2月号) 76ページ。
- 35) Joseph C. Trainor, *Educational Reform in Occupied Japan—Trainor's Memoir* (Tokyo: Meisei University Press, 1983) P. 226.
- 36) Ibid., P. 227.
- 37) Ibid.
- 38) 昭和21年11月28日教育刷新委員会第五特別委員会議事録速記第三回
- 39) "The Establishment of the New Four-Year Daigaku," *Trainor Papers Microfilm No. 26 & 27*.
- 40) この学校教育法案の立案過程については、1946年8月から1947年3月までの間に文部省あるいは内閣によって準備された学校教育法案の各種の草案を収録した名古屋大学教育学部教育行政及び制度研究室技術教育学研究室編『学校教育法成立史関係資料』(1983年3月)また、学校教育法制定過程に関しては、安嶋彌『戦後教育立法覚書』(第一法規、1986年)に詳しい。
- 41) GHQ/SCAP, "History of the Non-Military Activities of the Occupation of Japan," Volume XI –Social, Part A, "Education" (1945 Through September 1949) P. 101.
- 42) 尾形裕康監修『占領下における我国教育改革の研究』(民主主義研究会、1963年) 146ページ。
- 43) "Basic Tenets of Policy-Re: Higher Education," *Trainor Papers Microfilm No.27*. また、オアも文部省の「六・三・四・三」の三年制は日本的であって、アメリカにとって大学三年制は不十分なもので認めるわけにはいかなかったと証言している。
- 44) 大崎前掲書「戦後大学改革再訪」第2回、77ページ。
- 45) 稲垣忠彦『戦後教育を考える』(岩波新書、1989年) 174ページ参照

〔本論は教育史学会第38回（1994年10月9日、日本女子大学）の口頭発表を中心にまとめたものである。なお、本論文は文部省科学研究費補助金（一般研究B）「1950年代・経済民主化のリアクション」（中村隆英代表者）の研究成果の一環である〕

A STUDY OF THE ESTABLISHING PROCESS OF THE NEW UNIVERSITY SYSTEM

— With Particular Reference to Interviews with Dr. M. Orr the Ex-Chief of the Education Division of GHQ/CI&E —

Gary H. Tsuchimochi*

The Report of the U. S. Education Mission to Japan was designated as the origin of the postwar Japanese education reform. However, in its chapter "Higher Education," in contrast to the many recommendations made on the primary and secondary education system, there is hardly a specific recommendation made for the reform of the university and higher education system. In other words, it lacks any concrete plans for reform of the prewar system of higher education, which at the time consisted of a pyramid structure with imperial universities as its apex, followed in descending order by government, public and private universities; *koto gakko* (boy's high school) as preparatory educational institutions for the imperial universities; *senmon gakko* (colleges of special training); and normal schools. For example, it does not mention whether *koto gakko* and *senmon gakko* should be abolished or how many years should be required for the new university course.

Thus, it does not propose any concrete means for restructuring the old system, though it suggests the introduction of general education. What the report sets out positively, are "ideals" for the democratization of higher education. It is on this point that it is most obviously at variance with the suggestion in the case of German higher education, for its actual restoration, including its curricula, made by the U. S. Education Mission to Germany.

In the event, the suggested 'ideals' for the democratization of the Japanese university system, remained on a theoretical level only, and remained a controversial point in any discussion concerning the establishing process of the new university system in Japan.

However, it can be easily surmised that the Mission must have made an implicit suggestion for the introduction of the 6-3-3-“4” single-track school system, in accordance with the Potsdam declaration, “The form and structure of the school system of Japan should be changed so as to promote democratic tendencies.”

Accordingly, in this paper, the author will discuss the implication of a plan for the four-year new university, organised along the lines of the American style single-track school system. It is evident from the facts, that the Education Division of GHQ/CI&E referred to the foundation of a four-year university in the Report, and that the Japanese Education Committee produced

* Professor, Toyo Eiwa Women's University (Affiliated Researcher, R.I.H.E.)

its own plan for a four-year university in order to suggest it to the Education Division, as well as the Mission. In this paper, by referring to the Trainor's Papers, the Minutes of the Japanese Educational Reform Council, and the testimony of Dr. M. Orr, the ex-chief of the Education Division of GHQ/CI&E, participated in the establishing process of the new university. In particular, the author focuses on the activities of Shigeru Nambara who was supposed to have played a crucial role, as the chairman of the Japanese Education Committee, as well as the vice-chairman of the Japanese Educational Reform Council.

